

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

SK18001
H0013
H0152

③施設名等

名称：	札幌南藻園
施設長氏名：	栗本 信明
定員：	42名
所在地（都道府県）：	北海道
所在地（市町村以下）：	非公開
T E L：	011-561-0668
U R L：	http://kousaikai.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1953/2/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	公益財団法人 鉄道弘済会
職員数 常勤職員：	37名
職員数 非常勤職員：	13名
有資格職員の名称（ア）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	13名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士・公認心理師
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称（エ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（オ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	本園12室
施設設備の概要（イ）設備等：	事務室、カウンセリングルーム、ふれあい室、食堂、厨房、食品庫、
施設設備の概要（ウ）：	倉庫、男子便所、女子便所、男子浴室、女子浴室、物品庫、洗濯室、
施設設備の概要（エ）：	ボイラー室、職員休憩室、ロッカー室、娯楽室、幼児食堂、宿直室、体育館

④理念・基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人格を尊重するとともに「子どもの最善の利益」を確保し、「不適切な関わり」を排除して子どもの権利擁護に務める。 ・子ども一人ひとりの特性や発達段階に応じた発達の保障のため、信頼関係を築き、保護者とも協力し、計画的で一貫性のある擁護を図る。 ・子どもが健全・安全で情緒豊かな生活環境のもとに、生活に必要な技術や知識を習得し、人に対する愛情と信頼感を育み、自主性・協調性を養い、健全な心身の発達を援助する。 ・子どもの「家庭復帰」と「自立」を目標として、最適な処遇と家庭環境の調整に務める。
--

⑤施設の特徴的な取組

<p>家庭的養護推進の取組</p> <p>① 本体施設の生活スペースのユニット化及び高機能化・多機能化の計画と推進</p> <p>② 施設の小規模化と地域分散化の計画と推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分園における家庭的養護を踏まえた個別的ケアの取組 ・町内会活動への積極的な参加（美化活動、花壇活動 等） ・高校、専門学校、短大、大学生等に対する奨学金の貸与・給付制度
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/5/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/9/5
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

<評価の高い点>

1、「施設の小規模化にむけて」

「児童養護施設のあり方に関する特別委員会」の第1次報告書から社会的養護の方向性を把握しています。これを分析して、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多様化・機能転換に向けた整備計画」を2015年より進めています。

2017年に分園型小規模グループケア「ひまわり」を始め、2019年4月には地域小規模児童養護施設「たんぼぼ」を開設、2018年に2棟の小規模ケアを開設するために土地を取得しました。2019年8月には整地が完了し、職員を募集する面接時に新設の地域小規模児童養護施設などの写真を見てもらうというように具体的にものごとを進めています。

このような予算執行等に必要な資金拠出として、母体法人である「公益財団法人鉄道弘済会」の役割は大きいものです。児童家庭支援センターの新設も目指しており、児童養護施設として地域における役割を担う意気込みが感じられます。

2、「子どもの健康管理の重要性」

健康管理は、日頃から子どもの体調の変化を注意深く観察する必要があり、看護師を配置することで、健康管理に関する業務を見直す契機となりました。

日々の服薬は、看護師が薬品を日付や時間、名前をつけて一括に管理するようになり、職員による飲ませ忘れ等をサポートしています。また、点眼薬などは、職員が事務室で点眼することで、目薬の紛失やさし忘れがないように改善しました。眼科や歯科等の定期通院は煩雑となるため、看護師が通院日をチェックしています。子どもの通院に看護師が付き添うことで、医療機関との繋がりがより緊密になっています。日々の手洗いやうがいの徹底に加えて、感染症の周知や、職員向けの研修にも看護師が専門性を発揮しています。嘔吐時の対応に必要な応急セットをまとめて、各セクションに保管することで使用しやすくしました。子どもと職員に、食物アレルギーの危険性に対応の重要性を説明しています。

このように、専門職としての看護師の配置を活かして、子どもの健康管理の見直しと理解に繋がっています。

3、「家族との信頼関係づくり」

家庭支援専門相談員は、子どもの入所から一貫して関わりを持ち、子どもの「出口（退所時）」の目標を大切に考えつつ、施設の相談窓口として保護者対応にあたっています。週に1度のペースで家庭訪問をしているケースもあり、保護者が安心して子どもとの関わりを吐露できるように接し、時間をかけて信頼関係に繋げるように努めています。保護者からの一方的な苦情電話には、児童相談所と見解を共有することで、保護者の心情を聞き取りつつ、出来ることと出来ないことを明確にして丁寧に対応しています。また、家庭支援専門相談員は、担当職員と子どもの状況理解を共有することを重視しています。保護者面談では、担当職員から入手した日々の子どものエピソードを詳細に伝えて、保護者とともに子どもの成長を支えていることを伝えて、子どもとの面会・外出・外泊に繋がっています。2020年度、家庭支援の重要性から家庭支援専門相談員が1名増員となりました。

一方、子どもの担当職員は、保護者に郵送する園便りの中に、子どもの様子を手書きして、子どもに対する保護者の関心が薄れないようにしています。特に幼児では、保護者の面会時に写真を撮り、子どもが親の顔を忘れないようにする等、家庭との繋がりを意識しています。

このように、家庭支援専門相談員と担当職員の役割を明確にして、施設全体で家族との信頼関係構築に努め、家庭支援を進めています。

<質の向上のために求められる点>

1、「子どもの満足と主体性の向上」

子どもの気持ちや要望は、担当職員が生活場面を通して個別に聞き取り、幼児では、微妙な表情や態度の変化から、言葉以外の感情も把握できるように努めています。また、担当職員以外に、フリーの職員による聞き取りも実施し、直接の聞き取りが難しい場合には質問紙を用いて子どもの意向把握に努めています。但し、子どもの満足に関する仕組みは、随時出される個々の意見や要望等に対応するという方法だけでは、有効な改善対応にはなりません。

また、生活日課・ルールなどの話し合いは、「子ども会」で子どもが主体的に話し合う仕組みがありますが、小学生、中学生、高校生のそれぞれのグループごとに話し合いを行っているものの、子どもが参集する時間帯が合わないことなどから子ども全員による全体会は開催されていません。基本的な生活ルールは、職員会議により決められ、ルールの緩和や見直しは、子どもがルールを守ることを前提としているのが現状です。今後は、個別の聞き取りに加えて、子どもの意向把握の結果を全体に活かす定期的な取り組みとともに、子どもが主体的に、自分達の生活について日頃から話し合う機会を持ち、施設としてそれを反映させることに期待します。

2、「性教育の必要性」

子どもに対する性教育として、幼児では、紙芝居を用いてプライベートゾーンを教えています。また、外部講師による職員の施設内研修で、自分の身体を清潔にすることも性教育だとの助言を受け、入浴時に同性の職員が身体を洗うことを通してプライベートゾーンの扱いを教えています。女子用に生理と身体の仕組みの学習冊子を作成しました。成長による身体の変化については、男子用の冊子も必要であり今後の作成に期待します。但し現状は、スマホ等ネットを通じた被害も数多く報道され、ネット情報から子どもを守ることも必要です。また、集団生活において、子ども同士の間で性的な加害・被害関係が起こらないように、施設として十分に検証する必要もあります。

これらを踏まえて性教育とは、命の教育の一環であり、自分自身と他者を大切に、其々の性を尊重するための知識を学ぶものです。今年度から各セクションで、「子どもの権利ノート」について、日頃の生活を通して理解する取り組みが始まっています。子どもたちがお互いの気持ちや立場から、具体的に自分と他者の権利について考える中で、性教育を学ぶことも必要です。性についての正しい知識・理解が持てるように、子どもと職員がともに考え学ぶ機会を持つことに期待します。

3、「子どもの権利の共通理解のための業務マニュアル」

養護理念や養育・支援の基本をまとめた「処遇マニュアル」はあります。また、「業務マニュアル」に権利擁護に類する記載はありますが、マニュアルというよりは方針に近い記述となっている項目が多く、具体的な支援の実践マニュアルとまではなっていません。このため、職員間での子どもの権利擁護に対する共通理解には十分とはいえません。

家庭的養護推進計画により小規模化がすすみ、組織の編成に伴いマニュアルの見直しを進める動きがあります。2020年度から、研修委員会を立ち上げ、改めて子どもの権利擁護に向けて組織的に動き始めています。

今後は、研修委員会の成果を活かして、小規模化に即したマニュアルの作成を行い、全職員で子どもの権利に対する共通理解を深めることが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

コロナ渦の状況において、評価調査者の方々からは、児童はもとより職員に対しても慎重で丁寧な聞き取りや対応をしていた
 いただき感謝しております。
 3年に一度の受審となりますが、定められている評価細目や判断基準、着眼点等に基づいて職員全員が日ごろの支援サービ
 スや体制を振り返り、改めて施設としての強みや課題を確認することができました。
 「評価の高い点」については、より高い目標を設定していくことや継続していくことが大切でしょうし、「質の向上に求められ
 る点」については、内容を吟味して、できるところから改善していきたいと考えているところです。
 現在、当園においては、施設の小規模化・地域分散化及び本園の建て替えに伴う施設の高機能化・多機能化に向けた組み
 の真っ只中にあり、その中で、評価できるところと見えてきた課題があります。
 今回の受審結果を基に、児童、保護者、そして、地域に向けた支援とサービスの向上に向けて一層努めていきたいと考
 えています。

評価結果表（児童養護施設）

内容評価基準（25項目） A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		c
【判断した理由・特記事項等】 養護理念や養育・支援の基本をまとめた「処遇マニュアル」はあるが、具体的な支援の実践マニュアルとはなっ ていないため、職員の共通理解には至っていない。家庭的養護推進計画により小規模化がすすめられ、組織の編成に 伴いマニュアルの見直しを進める動きはある。今年度から、研修委員会を立ち上げ、改めて子どもの権利擁護に対 する取組を組織的に始めているため、職員とともにマニュアルを見直し、子どもの人権擁護に対する共通理解を深 めることが望まれる。		
(2) 権利について理解を促す取組		
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実 施している。		b
【判断した理由・特記事項等】 2020年度から各セクションで、「子どもの権利ノート」を用いて子どもたちに権利を説明する取り組みが始まっ ている。日頃の生活を通して「権利ノート」の内容を理解するように、お互いの気持ちや立場から、具体的に子ども が権利を考えるように促している。学童では、話し合いの場にオヤツを提供する等、できるだけリラックスした雰 囲気をつくり、子どもの気持ちを聞き取るようにしている。幼児では、具体的な生活場面からお互いの気持ちを考 えることを通して権利を伝えている。「権利ノート」は、職員自身が子どもの権利に対する理解を深める契機とも なる。今後は、定期的に子どもへ理解の促しを継続するだけでなく、職員間で子どもの権利に対する学習会を実 施すること等にも期待したい。		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取 組を行っている。		b
【判断した理由・特記事項等】 子どもが生き立ちへの関心を示した時が、生き立ちを伝える機会と捉え、どのように子どもに伝えるかは、家庭支 援専門相談員を中心に、園長、担当職員が役割を分担してすすめている。子どもの様々な生育歴に合わせて、伝え るタイミングや内容を慎重に考慮している。幼児の場合は、幼稚園卒園に作成するアルバムに合わせて、子どもと の個別な時間を取り振り返っている。子どもの写真や動画は、行事ごとに撮影し記録してパソコンに保存管理し、 必要になればパソコンのデータから選択している。子どもによっては、自らの生き立ちに関心を示さない子ども や、生育歴の複雑さがあり、振り返りには、児童相談所や家族との共同作業も求められる。生き立ちを振り返る機 会の難しさはあるが、子どもが職員と一緒に生き立ちを振り返ることで、子どもの成長の過程を再確認する機会と することに期待したい。		

(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	c
【判断した理由・特記事項等】		
「管理規程」「虐待防止の手引き」「事故防止・対応マニュアル」を作成して、危機管理対応フローで図式化しているが、被措置児童等虐待の届出・通告の制度の説明はなく、フロー図にも流れの記載はない。平成21年3月に出された「被措置児童等虐待対応ガイドライン」等を活用して、早急に子どもや職員に被措置児童等虐待の届出・通告の制度を周知することを望みたい。		
(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】		
掃除等の当番は、年度初めに子ども達と話し合っていて決めている。幼児では、職員が基本的なルール決め、年齢に応じた選択肢を示して、外出先などを決めたり、遊びの中から子どもの希望を聞いている。幼児の誕生月には、祝ってもらう子どもが職員とともにクッキングをしている。学童では、職員会議の中で基本的な生活ルールを決め、ルールを守ることを前提に子どもにルールの緩和を提案している。また、釣りなどのクラブがあり、子どもと話し合っていて活動し、通信も出している。小遣いの管理は高校生からとなっている。基本的な生活のルール決め子どもが参画するためには、「子ども会」で話し合うことになっているが、担当職員との時間調整ができずに実現していない。今後は、子どもの主体性を伸ばすために、子ども会の活性を図りたいとの意向が示されたので今後に期待したい。		
(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
入所受入れ前に、家庭支援専門相談員と担当予定の職員が児童相談所等に面会訪問をしている。入所後は、担当職員が子どもの不安状態に合わせて接している。幼児クラスから学童クラスへの移行の場合には、雰囲気慣れるために年長児が学童等の食堂と一緒に食事をするなど、移行への不安を軽減している。また、幼児では、保護者の面会時に写真を撮り、子どもが親の顔を忘れないように、家庭との繋がりにも配慮している。小規模化に伴い本園から分園への移動入所時においても、不安症状を抱く子どももいることから、担当職員が個別に対応するだけでなく、施設として子どもの不安を軽減させる仕組みづくりに期待したい。		
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】		
アフターケアは、4年間と定めて予算付けをして、おもに担当だった職員とFSW（家庭支援専門相談員）が対応している。退所後の子どもと定期的に連絡を取り合い、訪問して家事の滞りを支えたり、家賃の支払いや公共料金の支払い方法、金融機関・ATMの使用方法等、子どもが生活の中で戸惑ったり不安になったりすることを支えている。子どもが保護者との交流を拒むケースでは、親子のパイプ役となっている。今回、新型コロナウイルス感染症の支援金として退所児に5千円を送金した。子どもが不安を訴え連絡しやすいのは、在園時の担当職員だが、担当職員が辞職したり、抱えるケースが増えると、十分な支援が難しくなるという課題もある。施設として、退園後の子どもが安定した社会生活を送れるように、アフターケアから見た子どもの不安材料からリービングケアを見直し、子どもが具体的な自立生活をイメージできるように支援することに期待したい。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
幼児では、集団で子どもをみるため、職員間で子どもの理解に偏りがないように、セクション会議で必ず個々の子どもの様子を確認し合っている。子どもの対応に迷った時には、随時心理職に相談・助言を受け会議で共有している。カンファレンスでは、子どもの生育歴から子どもの感情の背景を理解することに効果を上げているが、全員が対象となっていないことでの課題がある。子どもの感情の背景には、分離体験や被虐待体験に伴う見捨てられ感や怒りがあり、問題行動を指導するだけでは子どもの理解に至らない難しさがある。今後は、子どもへの理解を深めるために、カンファレンスの機会を拡大する等、組織的に子どもへの理解を深めることにも期待したい。		

② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

b

【判断した理由・特記事項等】

施設として、学齢児と幼児で基本的な生活日課を決めているが、各担当が柔軟に個々の子どもの状況に合わせて対応している。子どもの生育歴から、年齢相応な生活スキルを身につけていない場合や、子どもの特性から身に付けるには時間がかかる子どももいるため、中学生となってからも職員とともに洗濯や掃除を支援し、子どもとの個別な時間を確保とした事例もある。各担当によっては、子どもと交換ノートを交わして、個別に触れ合う時間を工夫し関係を築いている。集団生活では、日課やルールがルーティンとなるが、秩序ある生活の範囲内で、子どもと職員の関係性を基にして、個々の子どもの基本的欲求に柔軟に対応できる仕組みに期待したい。

③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

b

【判断した理由・特記事項等】

学校との連絡ノートをつくり、学校と施設双方から子どもを褒め合うようにして良いところを伸ばす取り組みもある。日課に変更があれば、事前に子どもに伝えることで、子ども自身が見通しを立て自主的に動けるようにしている。子どもには、失敗やつまずきを指導することに重点を置くのではなく、「できているところ」に着目し、子どもの自信につなげている。職員数が不足すると、危険回避が優先され制止や指示が増える傾向にあることは、自己評価からもうかがえる。子どもの見守りには、職員配置に余裕が必要であるため、今後の組織的な取組にも期待したい。

④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

b

【判断した理由・特記事項等】

幼児は、幼稚園に通園している。幼稚園は現在2年保育だが、3年保育の導入も検討している。また、障がいのある子どもには、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を活用している。寄付金の運用で民間の塾に通うことが可能となり、子どもの頑張る意欲を培うという有効性を実感する取り組みとなった。体育館があり、遊びの場として子どもたちの人気は高い。今後は、施設としても社会資源と協働することで、子どものニーズに可能な限り応えていくことに期待したい。

⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

b

【判断した理由・特記事項等】

部屋の掃除は、夕食後の自由時間と、週に1度は全員で各自が掃除・片付けをしている。洗濯は、基本的に中学校入学時から自分で洗濯をしている。小遣いは、中学生までは職員が管理し、高校生となってから一定額を子どもの自主管理としている。アルバイトの収入も、基本的には職員の管理となっていて、子どもは金銭の収支など全体像を意識しづらい。基本的な生活習慣の獲得は、子どものアフターケアと直結している。施設では、アフターケアの取り組みの中から、子どもが社会に出て何に困るかの実感を把握している。生活費や公共料金の支払い等を意識した金銭管理の必要性や、ATMの使用方法、SNSの知識や公共交通機関の利用等、子どもがつまずきやすい生活上の知識等をリーディングケアと位置付け、年齢に応じて身に付けることが出来るように支援することに期待したい。

(2) 食生活

① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

b

【判断した理由・特記事項等】

食事にリクエストメニューを設けたり、誕生会などの行事食等に工夫をし、食物アレルギーの対応もしている。食事のルールには様々あり、残食をした場合や食事開始時間に遅れるとオヤツが出ない、小学生は1年から6年まで一斉に「ごちそうさま」をする、高学年は食事終了後も全員が終わるのを待っている。ルール決めには、過去に課題が発生した時、子どもを含めて話し合った経緯があるが、現状が改善しても残っていることもある。また、幼児から高校生まで、食事時間は30分以内と決められ、同じ味付けとなっている。そのため、幼児クラスでは、担当職員が幼児の年齢や個人差に合わせて食事量を調整しているが、ゆったりとした食事時間の確保は難しい。食事の適温提供や、年齢や個人差に応じた食事の提供という点でも工夫が必要である。子どもの食事を大切に考える気持ちは、職員共通であり、セクションを横断した話し合いを重ね、子どもにとってより楽しい食事時間となる工夫に期待したい。

(3) 衣生活

① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

b

【判断した理由・特記事項等】

衣類は、予算に合わせて夏と冬の年2回に、職員が子どもに同行して其々一括で購入をしている。子どもの好みに合ったものを選択しながら、TP0も伝えている。中学生から自分で洗濯をしている。着替えや、衣類の整理・保管を年齢に応じて支援している。必要な衣類や靴の必要性は、年齢に応じて差が出るだけではなく、子どもの成長にも差がある。画一的な衣生活にならないためにも、一括購入ではなく、可能な限り子どもの成長やニーズに合わせて購入することに期待したい。

(4) 住生活

① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

b

【判断した理由・特記事項等】

安全管理チェックシートを用いて、建物内に補修箇所がないかを点検している。居室の掃除は、子どもに夕食後の自由時間に簡単な片付けをすることを促し、週に1度は職員とともに掃除をしている。居室の掃除が不十分なところは職員がカバーし、子どもが清潔で綺麗な住空間で生活することを実感できる環境を整えている。相部屋では、個人空間の確保が難しいため、家具の配置で工夫をし、ベッドの中は勝手に他の子が入り込まない、個人の空間として指導している。高校生となると、1人か、もしくは2人部屋になるように配慮している。食堂は、パソコンが置かれる共有スペースであり、学習スペースとしての落ち着いた空間となるには課題がある。小規模化に向けた準備が進んでいるが、現状の中でも子どもが安心できる居住空間となるよう工夫に期待したい。

(5) 健康と安全

① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【判断した理由・特記事項等】

看護師の配置で、子どもの服薬について看護師が薬品を日付や時間、名前をつけて一括管理するようになり、職員による飲ませ忘れが減少した。また、点眼薬などは、職員が事務室で点眼することで、目薬の紛失や子どもにさし忘れないように改善した。眼科や歯科等の定期通院は煩雑となるため、看護師が通院日をチェックしている。子どもの通院に看護師が付き添い、医療機関との繋がりとなっている。感染症の周知や職員向けの研修にも、看護師が主力を発揮している。また、食物アレルギーの重要性を説明する等、子どもと職員に対して、アレルギーに対する意識を喚起している。子どもの健康管理は、日頃から子どもの体調の変化を注意深く観察する必要があり、専門職としての看護師の配置は、一般職員の理解を深め、職員の安心に繋がっている。

(6) 性に関する教育

① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【判断した理由・特記事項等】

性教育に関する外部の研修に定期的に参加し、施設内での伝達研修を充実させる動きもある。外部からの講師を呼んで施設内研修を実施している。幼児では、紙芝居を用いてプライベートゾーンを教えている。自分の体を清潔にすることも性教育だとの助言を受けて、入浴時に同性の職員が身体を洗う行為を通してプライベートゾーンの扱いを教えている。看護師が中心となり、女子用に生理と身体の仕組みの学習冊子を作成した。今後は、男子用の冊子の作成にも期待したい。スマホ等ネットを通じた性被害も数多く報道されている。また、子ども同士の間で性的な加害・被害関係が起こらないように、施設として充分に検証する必要もある。性教育とは、命の教育の一環であり、自分自身と他者を大切にし、其々の性を尊重するための知識を学ぶものである。子どもと職員がともに性について考え、学ぶ機会を設けることに期待したい。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

b

【判断した理由・特記事項等】

幼児クラスの事例では、子どもの問題行動を一覧にして発生時期や頻度を確認し、子どもの生育歴を基に、心理職や児童相談所や関係機関を交えてケース会議を開き、子どもの背景を理解するように努めてきた。学童では、興奮した子どもがクールダウンする特定の場所はなく、概ね自分のベッドでクールダウンしている。児童相談所が定期的に面談を行う場合もある。子どもの不適応行動には、職員2人体制で接するようにしているが、職員の感情がゆさぶられる場面も多い。職員が子どもから被害を受けた場合にも備えて、産業医は精神科医を配置している。子どもの不適応行動には、個々の職員の力量に任せるものではなく、施設として統一した対応が求められることから、子どもの不適応行動に対する職員の共通理解と適切な対応を学ぶ機会が必要となる。職員個々の援助技術の習得だけではなく、職員配置等も併せて、今後の仕組み作りに期待したい。

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

2020年度から各セクションで、「子どもの権利ノート」の内容を理解する取り組みが始まり、生活場面を通して具体的に相手の気持ちを考える練習が始まっている。但し、不適応行動を起こした子どもが、子ども集団の中で虐めに合う等、子ども同士の関係性が不安定なことから、職員はその都度子どもの関係性を見極めて対応し記録している。虐めが常態化する傾向にあるため、児童相談所や関係機関との連携は一層重要となっている。子ども間の暴力や虐めへの対応は、職員の援助技術だけではなく、施設の構造、職員の配置やシフトなどの見直しも重要であり、職員間の連絡体制や協力体制も明確にする必要がある。施設全体として、改善に向けた取り組みに期待したい。

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

公認心理師と臨床心理士の資格を有する心理療法担当職員が、非常勤職として3名配置され、遊戯療法・箱庭療法を用いている。プログラム対象児は、14名で、週に1度50分のセラピーを受けている。月に1度は、ケアカンファレンスを行い、心理療法の過程や見立てからの助言を受けている。施設としては、入所児には何らかの心理的な課題を抱える子どもが多く、本来なら全ての子どもが、心理的な療法を必要としているとの認識はある。対象児以外に対しても、相談や助言を受ける機会の必要性は高く、スムーズな相談・助言のためにも、心理職の常勤・拡充を望む声も聞かれた。心理的ケアは、心理職と生活場面を知る支援職との共同作業であり、両面から子どもを支えることでより良い支援に繋げることが出来る。心理的ケアを具体的支援につなげるために、心理職と支援職との密接な連携と、対象児以外にも、広く心理療法を活かす取り組みに期待したい。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

本年度から、寄付金の予算がついたことで学習塾に通い始め、基礎学力と学習習慣に効果を上げている。施設内でも、学習ワークを用意し、個々の子どもの理解度に合わせて指導しているが、学習につまずきがあると投げ出す傾向が強く、個別に対応する職員の数には不足がある。食堂を学習スペースとして活用しているが、共有のパソコンが置かれテレビも設置されているため、集中して学習する環境にはない。子どもの基礎学力の習得は、子どもの自己肯定感ともなる。障がいを持った子どもに対する学習支援の在り方も含めて、現在の職員体制と建物の中で、直近に出来ることを工夫し、今後の小規模化の計画の中に活かしていくことに期待したい。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

b

【判断した理由・特記事項等】

奨学金のリストを園長が作成している。札幌市や新聞の社会福祉振興基金、日本学生支援機構などの社会資源としての奨学金の他に、鉄道弘済会独自の給付と貸付の奨学金がある。進路の希望によっては、措置延長や社会的養護自立支援事業の活用も考えられる。中学卒業後に就職する場合や高校を中退した場合には、措置継続の制度もある。就学者自立生活支援事業、身元保証人確保対策事業等、子どもが社会に出るための援助の仕組みがあり、職員が十分に把握し、活用方法を理解して子どもに情報の提供をする必要がある。子どもが進路について自己決定できるように、子どもと十分に話し合い、必要な資料を収集、提供できる仕組み作りに期待したい。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

資格取得など子どもの意欲を応援している。アルバイトの希望があれば高校生から許可し、社会の仕組みを学ぶ場としている。現在、アルバイトをした子どもの収入は職員の管理となっているが、金銭管理は、リービングケア・アフターケアの大きな柱であり、アルバイトを通して金銭管理を学ぶ機会ともなる。施設で生活するということは、子どもの社会経験がどうしても不足になりやすい。このため、子どもが社会に直接触れる機会を積極的に増やし、子どもが自分の適性を知ったり、失敗を学ぶ経験や責任の意味を考える機会とすることに期待したい。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり	
① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【判断した理由・特記事項等】	
FSW(家庭支援専門相談員)は、子どもの入所から一貫して関わりを持ち、施設の相談窓口として保護者対応にあっている。入所段階から、「出口(退所時)」を明確にして支援方針を立てている。状況に即して、積極的に家庭訪問を実施し、保護者が安心してこれまでの子どもとの関わりを吐露できるように接している。支援が難しい保護者ほど、時間をかけて信頼関係に繋げるよう努めている。週に1度のペースで家庭訪問をしているケースもある。また、クレームという方法で電話をかけてくる保護者にも、丁寧に対応している。保護者面談では、担当職員から入手した子どもの成長やエピソードを詳細に伝え、子どもの面会・外出・外泊の目安にしている。里親に措置変更をしたケースでは、FSWが保育場面に入り子どもの様子を確認している。記録は全て、パソコンソフトの児童記録に入力し、家族支援や関係機関(児童相談所等)の項目別に、必要に応じてファイリングして紙出しすることができる。随時、ケース会議を開催している。また、担当職員は、保護者に郵送する園便りの中に、個別に子どもの様子を手書きして、子どもに対する保護者の関心が薄れないようにしている。2020年度、家庭支援の重要性からFSWが1名増員となった。	
(11) 親子関係の再構築支援	
① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】	
FSW(家庭支援専門相談員)として、子どもの「出口(退所時)」の目標を大切に考え、保護者や子どもの気持ち、施設の見立て、児童相談所の意向等を話し合い、具体的に選択可能な親子再構築の提案をしている。保護者には、日々の子どもの成長やエピソードを詳細に伝え、保護者としての自覚と、子どもの成長に対する喜びを促している。また、保護者から得た情報は、児童相談所等の関係機関に逐次報告し状況を共有することで、同じ目線で家族支援に取り組めるようにしている。親子関係の再構築のためには、家族交流を深める必要性を認識しており、小規模化への計画には、親子面談室や交流スペースを設ける方向性があるため今後に期待したい。	

共通評価基準(45項目) I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
設立以来の指導目標「優しく正しく朗らかに」を理念に、4つの養護理念を基本方針に、明文化された文言を調整途上である。これに伴い、職員と子どもや保護者、地域への周知が促進されることが期待される。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
北海道における施設入所が必要な被措置児童数に変更はないことの情報に関係機関から得ている。「児童養護施設のあり方に関する特別委員会」に施設の相談役(前園長)が委員として関わっている。この第1次報告書からも社会的養護の方向性を把握し、家庭的養育推進及び高機能化・多機能化にどのように対応できるかを分析している。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多様化・機能転換に向けた整備計画」を2015年より進めている。2017年に分園型小規模グループケア施設「ひまわり」を始め、2019年4月には地域小規模児童養護施設「たんぼぼ」を開設、2018年には2棟の地域小規模児童養護施設を開設するために土地を取得、職員の新規募集などの具体的に準備を行っている。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 「家庭的養護推進計画イメージ図」には、本体施設内での小規模グループケアの他に、地域小規模児童養護施設の増設と2020年には児童家庭支援センター開設に伴った里親支援専門相談員配置を記載している。この計画における家庭的養育推進及び高機能化・多機能化等のために、本体施設として求められる機能や施設整備に向けた人員配置や体制の課題が講じられている。北海道へ提出義務のある計画書なので2019年4月以降に中長期計画書としては見直されていない。単年度事業計画と同様に見直すことで課題が具体化、精査されるので今後に期待したい。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 単年度計画である「業務遂行計画」は年度を追うごとに「札幌南藻園 家庭的養護推進計画」の中長期的ビジョンを具体化する項目が加えられている。しかし、毎年度、同じ項目も多いので実行可能な内容としては十分とはいえない。家庭的養護推進がハード面のみならずソフト面でも充実させるためにも、実施状況の評価が行いやすい目標や成果の設定にも期待したい。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【判断した理由・特記事項等】 事業計画策定は、会議の他、パソコンでの共有ツールを利用して職員個々の意見集約が行いやすくなった。単年度と中長期ビジョンのそれぞれに役割分担しているが、次年度のための見直しが不十分なために職員個々の理解も十分とはいえない。事業計画内容の目標や成果に対する職員の評価を交えて共に見直すことが期待される。	
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【判断した理由・特記事項等】 事業計画の概要版を作成して、4・5月に保護者へ郵送している。子どもにはルビを打った計画書を掲示して説明している他、近隣の小中学校へ年2回ある交流会や地域小規模児童養護施設の建設説明会の実施も行っており、連合町内会の役員ブログでも紹介されている。児童家庭支援センターの設置予定もあり、発信力を高める考えが施設にはあるので、事業計画掲載により「札幌南藻園」の理解が地域まで広がることにも期待したい。	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】 3年に一度の第三者評価の受審の他に年に一回の自己評価も行われている。幼児・学童・小規模ケアといった直接支援の職員と調理や事務職の全セクションで自己評価も第三者評価も行っているものの結果が活かされていない。現在、会議等の体制を改革して組織力をつけようとしているので今後に期待したい。	
② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
【判断した理由・特記事項等】 自己評価も評価結果もパソコン・ソフトを使用して職員間で共有している。課題を個々の職員が念頭に日々、動いてはいるが組織的な取組にまで至っていない。前回の受審より小規模施設が増設され、分園型ケア1棟、地域小規模児童養護施設1棟となった。2021年には地域小規模児童養護施設2棟の増設を予定しており、2023年には本体施設もユニット化を目指している。職員が大舎制のときのように一つ所で互いにフォローしあっている学びの機会が少なくなるので対策は急を要する。評価結果のうち優先する課題を月1回開催される運営委員会で検討することになるので今後の具体的な動きが望まれる。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【判断した理由・特記事項等】 事務分掌、管理規定等に施設長の役割・責任が明記されている。施設長の不在時における権限委任として副施設長が配置されている。現在の施設長は在任して3年目にして社会的養護推進計画を着実に推し進めている。小規模化のための土地取得や建設計画等のハード面での伝達や実務的なリーダーシップをとっている。職員とは、人事考課面接での対話もある。しかし、職員に対して、児童養護施設「札幌南藻園」職員としての自覚を促すにはまだ十分ではないと認識している。小規模化とユニット化での働き方に職員は希望を持っているので、今後の舵の取り方に期待したい。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】 法人をあげた法令遵守のための研修が行われている。必要な通知等はパソコン共有フォルダで管理して周知している。福祉分野に限らない労働・防災等の関係法令は、総務課が対応している。児童養護施設として肝要な被虐待児童等虐待の通告方法の周知については、「2019年業務追行計画」に記載があるが不十分な点がある。職員に必須の事項として再確認が期待される。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【判断した理由・特記事項等】 2019年11月と2020年2月に連続した企画として、東京から講師を招き職員の個別面談後にワールドカフェ方式の研修を実施、課題を発見できたという職員の声があった。これに参加しないアルバイト職員にはアンケートを実施した。外部研修には職員をもれなく派遣しており、施設内にはOJT（職場内研修）とSV（スーパービジョン）体制が課題と認識している。学びたい心理職やアルバイト職員の声もあり、今後の指導力の発揮に期待したい。	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【判断した理由・特記事項等】 2020年5月より研修委員会を設け、外部研修の受講に留まらない内部でのOJT（職場内研修）とSV（スーパービジョン）体制を検討中である。同じ時期に運営委員会も発足、同年4月からは安全衛生委員会も月1回開催することで有機的に業務改善を図ろうとしている。全体会議の時間を縮小し、セクション会議の活性化を目指している。法人共通の取組である「GoGoKAIZENシート」は継続しており、職員の業務課題解決案の提出が表彰されている。予算執行等に必要な資金拠出として、「公益財団法人鉄道弘済会」の役割は大きい。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 必要な人材に関しては、2023年度まで毎年度採用する計画が法人にある。施設ホームページには、求人票が掲載され、面接時には新築する小規模ケアの図面や建て替える本園の構想図を示して就業意欲を刺激している。全国規模の法人として福利厚生は充実している。新人育成の研修講義は現職の職員でプログラムが組めるが、勤務歴が3年から5年、10年以降といった階層の人材育成については検討中である。後続する職員個々の研修計画と合わせて、今後期待したい。	

<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 「期待される職員像」が自己評価で不明と答えた職員がいたので改めて周知した。正規職員に関しては従来通り人事考課が実施される一方で、アルバイト職員が増員されている。昇進試験制度は法人共通の取組として正規職員に機会があるが、キャリアパスの構築が途上である。職員個々が目指す人事考課基準の周知と共に、キャリア形成にかかわる計画の立案を期待したい。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 安全衛生委員会は、2020年5月から発足、月1回ペースで開催、メンタルヘルスも含めた労務管理を目指して産業医は精神科医を迎えている。有給休暇に関しては、平成31年度は年間93日から103日、最終112日を目指すという明確な目標を設けている。公益財団法人の福利厚生は充実しており、直近の追加事項では年休未取得の1~2日間は次年度に繰り越して、介護やボランティアの休暇に利用することができる。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 法人として人事考課制度があり、職員個々の自己評価を経て年に2回の面談が行われている。法人として共通の人材育成なので、児童養護施設「札幌南藻園」職員の技能・スキルに向けた目標管理までには至っていない。3クール目にして「期待される職員像」が周知されたこともあり、園が目指す養育・支援の育成に向けた個別の研修計画に期待したい。</p>	
<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	
<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 中長期的な計画として、「札幌南藻園 家庭的養護推進及び高機能化・多機能化等について」の随所に専門職員の増員と配置が記載され、人材育成計画があげられている。「2020年度業務遂行計画」では、人材の確保・育成として、キャリアパスに沿った研修計画とOJT（職場内研修）を基本とした研修の強化・推進を謳っている。年度毎に外部研修計画が策定され、道内外へ多くの職員を派遣している。養育・支援の質の向上を目指した研修参加の実績はあるが、職員1人ひとりの育成との関連性が十分ではない。しかし、「情報や理念の共有」を図るため、講じた研修の伝達体制の充実を計画に掲げている。これらに関しては、研修委員会が2020年4月から発足しているので具体案の進行に期待したい。</p>	
<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	
<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 外部研修に関しては多くの職員が派遣されている。これを現場の養育・支援に活かせるように、施設はOJT（職場内研修）を基本とした人材育成と研修機会の推進を課題としている。また、SV（スーパービジョン）体制は、過年度から充実すべき点として挙げられている。「ひまわり」に続き2019年度は「たんぼぼ」と小規模化が進んだ。職員が本園を離れても裁量権を持って養育・支援できる力量を獲得したのは、本園での勤務歴を活かせる職員に負うところが大きい。これまでの結果を更に進めた職場内研修やスーパービジョン体制となることが期待される。</p>	
<p>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 2019年度は、22名の実習生受け入れ実績がある。実習プログラムは、4年制大学と短期大学・専門学校の2種類が用意されている。社会福祉士であれば指導者研修が必須だが、担当する職員への指導研修まではない。実習生指導マニュアルはあるものの、即日に実習担当を任されて戸惑う場合もある。実習生には「実習生心得」「生活プログラム」「困ったときの受け答え(Q&A)」が渡される。実習生は、主に保育士志望だが、児童養護施設での子どもの支援にも関心を持ってもらえるように、マニュアル関係を見直し、全職員で迎え入れる姿勢に期待したい。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】 2020年度にホームページが更新されている。運営の透明性を確保するため公益財団法人も社会福祉法人と同様の閲覧対象書類（定款・事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・監事監査意見書・役員名簿・役員報酬規程等）の公表が期待される。また、苦情の状況については、個人情報に配慮したうえでホームページにも公表することも期待される。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 法人は公益財団法人として監査法人の報告書を2020年5月29日に受けている。施設は、法人本部より内部監査のため定期的に担当の職員が訪れている。施設会計のチェックは2重3重にしており、適正な処理に努めている。今後の課題として現金を扱わない処理を目指している。現在、2棟の小規模施設があり、今後も地域小規模児童養護施設が2棟増設となり、本体施設は4つのユニットとなる。食材等の購入により、小口現金の扱いが増えることが予想され、電子決済等が急がれている。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 今回の訪問調査は新型コロナ予防対策のために、施設見学や場面観察の制限を想定した。このため事前に施設内設備等の写真の提供を受けた。この中行事等も含まれ、子どもが施設生活を中心としながらも地域行事へ関わっている姿を見ることができた。町内会お祭りの神輿を役員と練り歩く小学生、自転車寄贈後に安全運転講座を受ける子どもたち、屋外でのバーベキュー大会などである。体育館でのお祝いごとには関係する地域の大人たちが出席していた。設立以来、子どもが地域に受け入れられるように働きかけ続けてきた結果が大量の写真の中にある。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】 ボランティア受け入れ規定は平成29年11月1日に改定され、守秘義務の誓約書と活動の確認書と記録に綴られている。ピアノは本体施設にあるので、小規模ケアの子どもが習いたいときは本体施設に集合して実施されている。書道は、ボランティア講師が直接、分園型小規模グループケア施設を訪問して教えている。学習ボランティアの訪問があり、基礎学習力アップの貴重な手助けとなっている。「心の里親会」から住居清掃などの打診があり、施設の小規模化、地域化の一助になる可能性がある。多種多様なボランティアが訪れるので、誓約書・確認書には具体的な配慮事項を本体施設・分園型ケアの形態に応じて加えることを期待したい。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】 施設の社会資源として、児童発達支援団体や放課後等児童デイサービス、小中学生向けの学習塾などがある。また、職員が対応を学べる道立学習支援センターがあり、札幌市「ちえりあ」では子どもの「学びの教室」がある。要保護児童対策地域協議会を始め、北海道児童養護施設協議会や里親支援に関する担当者会議など外部に向けて出席する会議もある。従来の社会資源リストは事務所に置かれていたが、パソコンフォルダでの管理が進んでいるので、社会資源リストも職員との情報共有が容易になってきている。より体系的な社会資源の把握は、より有機的な連携へとつながるので、子どもが関わる社会資源として連携が更に図られることが期待される。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①

26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断した理由・特記事項等】

法人は鉄道弘済会として1932年に設立、その後2013年10月に公益財団法人として認可された。公益事業として社会的ニーズに照らして全国の福祉事業を見直し、改編を続けている。不動産事業や資金運用で収益を強化しつつ社会的責任を遂行する行動指針を持っている。「札幌南藻園」としては、児童家庭支援センター設置後には地域に潜在している子育て等に関するニーズを把握していくことに期待したい。

②

27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断した理由・特記事項等】

法人は、内閣府公益認定等委員会事務局への対応を通じて最新の政策情報に基づいた手続きにより、ひいては全国各地の福祉事業所の公益的な事業・活動となるように努めている。また、社会福祉に関するセミナー開催、研究誌発行、資料室の開放を行っている。「札幌南藻園」としては、町内会に職員が参加し、役員を担い、子どもが地域行事に参加する等の継続的な協力で、高齢化した地域の活性化につなげている。地域小規模児童養護施設が本体施設から徒歩5分圏内に新設することもあり、今後は、更に社会的養護が地域住民に理解され、同時に地域の福祉ニーズに対応できる活動となることにも期待したい。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

評価結果

①

28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

養育・支援の基本は、児童養護施設運営指針をもとに作成された「処遇マニュアル」に明記されている。毎年、園長を中心に園内研修を実施し、研修内容は、年度ごとに重点課題として位置付けられたテーマで実施している。小規模化にともない「職員倫理綱領」の作成をしている。今年度、研修委員会を立て上げて、こどもとの約束事や権利をまとめた「みんなの南藻園」や、保護者向けの冊子「ともに子育てを」の見直しも検討しているため、今後に期待したい。

②

29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

b

【判断した理由・特記事項等】

子どものプライバシーは「処遇マニュアル」にまとめられ、通信の開封への配慮や、中高生の寝具を洗濯する場合には本人の許可を得る等、配慮している。居室に入室する際に必ずノックすることは、子どもからの指摘を受けて改めて徹底した。子どものプライバシーについては、学校から関連の連絡がある等、関係機関との意識を共有する場面もあり、保護者に対しては写真撮影に際しての留意を伝えている。また、子どもに対しても、居室ベッドは個人空間であることを伝え、勝手に他の子どものベッドに入り込まないように指導している。このように、多方面から子どものプライバシーを見直す中で、改めて子どものプライバシーとは何かを考え、職員としてプライバシーを守るための支援とは何かを話し合っている。今後、子どものプライバシー保護について、子どもの発達段階に応じた支援の具体的な留意点をまとめ、日々の支援に活かすことに期待したい。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①

30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断した理由・特記事項等】

南藻園の情報は、ホームページやパンフレットなどで提供し、施設に入所予定の子どもや保護者については、見学も含めて個別に丁寧に対応している。但し、施設の基本的な情報や説明は、児童相談所で行われるため、施設として必要な情報を積極的に提供しているとまではいえない。今後、小規模化に伴い、ホームページやパンフレットの見直しを検討しているため、「必要な情報」とは何かを検証しつつ、子どもや保護者にとって分かりやすい情報の提供となるための工夫に期待したい。

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>基本的な同意書は児童相談所で行われるとの認識で、予防接種の同意書以外に、養育・支援の内容をわかりやすく説明し同意を取る過程は明確ではない。生活場面や地域環境についての具体的な説明は、口頭で行われている。入所予定の子どもには、事前に面会をして、面会をした職員が当日の受入れをして子どもの不安を軽減するように配慮している。今後、子どもに対する冊子「みんなの南藻園」の見直しや、保護者に対する冊子「ともに子育てを」の見直しも検討されているため、よりわかりやすい説明とともに改善に期待したい。</p>	
③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>措置変更や家庭引き取り等は、家庭支援専門相談員が児童相談所と連携して行い、概ね退所後1ヶ月の間にケース会議を開いて、子どものアセスメントに必要な生活や学習の様子などを中心に引き継いでいる。また、里親への措置変更をしたケースでは、家庭支援専門相談員が支援現場に入り、直接子どもの様子を確認して引き継いだ。本体施設から小規模に移行した場合には、予めお泊りの練習をして、子どもの不安軽減と受け入れる際の職員対応への配慮に繋げている。措置変更や家庭引き取り等は、変更後のアフターケアも重要となる。移行の手順と退所後の相談方法等の説明内容を明確にした書面等の作成に期待したい。</p>	
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>子どもの気持ちや要望は、担当職員が生活場面を通して個別に聞き取っているが、担当とは別に、フリーの職員による聞き取りも実施して、子どもの意向把握に努めている。直接の聞き取りが難しい場合には質問紙を用いている他、食事のリクエストメニューがある。幼児では、微妙な変化から言葉以外の感情も把握できるようにしている。但し、子どもの自主的な活動としての「子ども会」は、子どもが集まれる時間帯と担当職員の勤務時間が合わないため、開催されていない。生活日課などの話し合いは、「子ども会」で話し合う仕組みがあるとのことで、個別の聞き取りに加えて、子どもの意向把握の結果を全体に活かす定期的な取組に期待したい。</p>	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>苦情解決第三者委員の写真は、子どもの集会場となっている「ふれあい室」に掲示している。2020年度から始めた「子どもの権利ノート」の説明の際に、改めて子どもに、意見箱や、苦情解決の仕組みを再確認させた。子どもが第三者委員に手紙を出す場合には、園長に渡し郵送することになっているが、苦情解決の仕組みとしては、第三者委員に直接子どもが連絡できるように見直すことが望ましい。また、訪問調査時点で公表の方法は明確になっていない。苦情解決状況の公開は、苦情解決の仕組みとして必須であるため、札幌南藻園としての公表の方法を明確にすることが望ましい。</p>	
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>現状では、相談場所として子どもの気配を全く感じない場所の確保は難しいが、出来る限り落ち着いた場所の確保に努めている。子どもから相談を受けた場合には、場所の選択肢を提案しつつ、子どもに相談場所の決定権を与えている。また、相談方法や相談相手の選択方法についても、その都度、意見箱や第三者委員の存在を説明したり、担当に限らず相談したい職員に相談できることを説明している。フリーの職員は、子どもと担当職員との仲介役となったり、調整役としても機能している。今後は、子どもの側から相談・意見を発することが苦手な子どもに対する具体的な取組にも期待したい</p>	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>各セクションの指示系統の流れを明確して、職員が単独で返答しないように周知している。子どもの希望には、会議で確認する等の大よその見通しを伝えている。今後は、子どもからの相談・意見・苦情の処理過程を整理した対応を視覚化して、組織的かつ迅速な対応につなげることに期待したい。</p>	

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 「事故防止・対応マニュアル」を整備して、多方面からリスク対応のマニュアルを作成している。幼児では、食べ物の形状による喉つまり予防や水遊びの対応マニュアルを見直した。夜間アルバイトに対する対応のマニュアルもある。また、食物アレルギーの子どもが、完全除去ではなかったために楽観して発症する結果となり、アレルギーの危険性と対応の重要性を再認識する契機となった。子どもには、看護師がアレルギーに対する注意喚起をした。服薬管理が徹底されない課題があったが、看護師が一括管理をすることで、飲み忘れや誤薬を防止できるようになった他、AEDの講習を受けている。但し、子どもの怪我等の同様な事故は繰り返されることが多く、ヒヤリハットは活かしきれていない。小規模化に伴い、対応マニュアル全般について見直しの必要性があり、要因分析と改善・防止に向けた取り組みに期待したい。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】 看護師が中心となり、日々の手洗い・うがいの徹底や、発生した場合の感染拡大防止等の方法を話し合っている。嘔吐時の対応に必要な応急セットをまとめて、各セクションに保管することで使用しやすくなった。嘔吐時の対応は、看護師からDVDを視聴後に備品をチェックしながら説明を受けた。予防接種は同意書を取り実施しており、有料の予防接種については園が費用を支出している。看護師が配置されたことで様々な改善が見られていることから、それを活かしたマニュアルの見直しと、実務研修の実施に期待したい。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
【判断した理由・特記事項等】 施設のグラウンドは、一時避難所となっている。備蓄品のリストがあり、発電機も準備されていて、実地の使用訓練を受ける予定がある。安全管理チェックシートで毎月、危険個所の有無を調べている。BCP（事業継続計画）については、園長が外部研修を受講後に、施設内部で周知する予定となっている。2階からの緊急避難は外滑り台を使用し、冬場は幼児担当職員が滑り台の除雪をしている。外出時に災害が起こった際の職員用緊急連絡網はあるが、携帯電話所持の高校生以外の子どもとの連絡手段は明確ではない。災害時は、安否確認が重要であり、早急に子どもとの連絡手段を明確にすることに期待したい。	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 標準的な実施方法としては、平成29年に児童養護施設運営指針をもとに策定された「処遇マニュアル」の留意点と日課プログラムの留意点が基本となっている。目指すべき養育・支援は明確となっているが、支援方法のマニュアルとしては、より具体的な記載が求められる。現在小規模化の計画を進める中で、マニュアルの全体的な見直しをすすめている。今後は、子どものプライバシーへの配慮も組み込み、職員が支援をする中で、子どもの権利に対する共通理解に基づいた援助技術の共有化や、業務手順となるような標準的な実施方法（マニュアル）の作成に期待したい。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】 具体的な支援の中で、子どもの権利に対する共通理解に基づいた援助技術の共有化や、業務手順の見直しをすることは、過去から踏襲された考え方や、組織の中で当たり前になっている支援を見直す機会ともなる。ヒヤリハットや事故報告の分析も含めて、個々の職員の支援方法に偏りが生じないように、子どもに対する接し方や指導方法を見直す仕組みとして、標準的な実施方法（マニュアル）を定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施することに期待したい。	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

b

【判断した理由・特記事項等】

児童相談所へ提出する自立支援計画の作成前に、南藻園としての様式で長・短期の目標を整理している。家庭支援専門相談員とセクション職員でケース会議を開き、直接の担当者から子どもの状況を聞き取り、児童記録から子どもの生活状況、学習状況等の関係項目を抜き出して自立支援計画に繋げている。家庭支援専門員の立場からは、子どもの入所時から出口を見据えて、何に向けて支援の道筋をつけるかを考え目標を立てている。自立支援計画には、施設としての見立てや児童相談所の意向、保護者の状況も記録されるが、子どもの意向欄や保護者の意見欄に空欄が見受けられる。自立支援計画作成時には、子どもと個別な面談をしているとのことで、子どもが自分自身を振り返り将来を語る重要な場面と位置付けて、自立支援計画には、子どもの意向を必ず反映させることを共有化することに期待したい。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

児童相談所への提出に合わせて、年に2回、自立支援計画の評価・見直しをしている。評価・見直しには、ケース会議を開いて、目標の達成度や目標を変更する際の分析も必要となる。日々の個別の児童記録の活かし方や、養育支援は計画に沿っていたかの話し合いも必要となる。自立支援計画の作成・見直しは、子どもの現在と将来を、子どもとともに考える場であり、自立支援計画に対する子どもの意向確認や同意といった本人の評価が必要である。実施計画の見直しを形骸化させないためにも、見直しの手順を組織的に定めることに期待したい。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断した理由・特記事項等】

子どもに関する養育・支援の記録は、児童記録としてパソコン上にシステム化されている。児童記録は、生活状況や家族支援、子どもの通院等、関係項目別に分けられ引き出すことが出来る。職員間での連絡事項の項目もある。パソコンの他に、早番・遅番の引継ぎノートがあり、カレンダーで日々の確認をするセクションもある。各セクション代表の会議があり、打ち合わせノートとして記録されている。但し、基本的な情報共有はパソコンで確認する仕組みとなっていることから、職員がパソコンを有効に活用しているかを再確認する必要がある。一方、会議や打ち合わせの時間が不足する傾向にもあり、パソコンでの情報共有を有効に活用する方法と併行して、直接話し合う機会の確保の必要性を再認識している。子どもの自立支援計画とそれに伴う養育支援は、担当職員以外にも職員間で共有する必要があり、一層の工夫に期待したい。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断した理由・特記事項等】

個人情報保護の規定があり、個人情報取り扱いマニュアルを作成している。保護者からの問い合わせには一定のルールで対応している。パソコンの使用にはアクセス制限があり、職員はID（身分証明）番号が割り当てられている。また、USBメモリ等は持ち出し禁止となっている。